平成２４年（フ）第２２０３号
名古屋市南区豊２丁目35番12号　モラリス豊201号
債務者　小西　　守
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番29―1211号
債務者　井上　義広
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２４号
兵庫県西宮市小松東町３丁目３番43―302号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1410号
債務者　秋田　善徳
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３５号
兵庫県明石市二見町福里155番地の７
債務者　杉山　祥平
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番５―502号
債務者　かなざわ商店こと　金沢　幸生
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
兵庫県豊岡市日高町上郷339番地
債務者　和多田香代
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
鳥取県米子市淀江町佐陀2142番地　202号、旧住所鳥取県米子市上後藤２丁目１番８―510号
債務者　畑　　薫
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１４８号
鳥取県米子市米原９丁目１番52号　202号
債務者　中井　健太
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０５号
佐賀県唐津市八幡町738番地19
債務者　古川　伸吾
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１０７号
佐賀県唐津市鏡2985番地４
債務者　藤元　照子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５１０号
沖縄県那覇市首里鳥堀町５丁目55番地３　県営鳥堀市街地住宅２―106
債務者　大嶺　義乃
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１９号
沖縄県那覇市識名３丁目18番40号　コーポ開成301
債務者　玉城　幸信
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７６１号
千葉県流山市駒木473番地の３　ヒューマンスクエア309
債務者　原田　和美
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８９号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目22番地11　カーサー・アルカンシェル３―Ｂ号
債務者　坂下圭一郎
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７９０号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目22番地11　カーサー・アルカンシェル３―Ｂ号
債務者　坂下　愛子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６８２号
北九州市小倉南区上曽根新町13番18―803号
債務者　下柳栄一郎
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５１号
北九州市若松区大字乙丸954番地
債務者　野口　政行
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８１６号
北九州市小倉北区城野団地１番2445号
債務者　中野　綾子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部